

平成29年度第2回
中央区いじめ問題対策委員会会議録

平成29年12月20日

中央区教育委員会

会 議 録

名 称		平成29年度第2回中央区いじめ問題対策委員会
開催年月日		平成29年12月20日（水） 午後4時30分～6時32分
開催場所		中央区役所6階会議室
出席者	委員	坂田 仰（委員長）、藤井智子、鈴木眞理、草川 功（職務代理者）、三宅美紀
	区側出席者	浅沼教育委員会事務局次長、吉野指導室長、村上統括指導主事、和田指導主事、古賀教職員係長、加賀谷教職員係主事
配布資料		資料 1 中央区いじめ問題対策委員会委員名簿 資料 2 中央区いじめ問題対策委員会事務局職員名簿 資料 3 平成29年度第2回中央区いじめ問題対策委員会座席表 資料 4 平成29年度第1回中央区いじめ問題対策委員会会議録 資料 5 中央区におけるいじめの認知について 資料 6 中央区いじめ防止基本方針（改正案） 資料 7 中央区いじめ防止基本方針新旧対照表 （参考資料） 参考資料 平成29年度東京都公立学校における「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果について（東京都）
議事の概要等		1 開 会 2 教育委員会事務局次長あいさつ 3 委員長あいさつ 4 議 題 （1）いじめの認知件数等について （2）平成29年度第1回中央区いじめ問題対策委員会における委員提言を受けての取組について （3）中央区いじめ防止基本方針の改定について （4）いじめ発生事例の対応について（ケーススタディ） 5 閉 会
審議の経過		別紙のとおり

平成29年12月20日開催
中央区いじめ問題対策委員会
審 議 の 経 過

1 開 会

- 事務局より中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条に基づき、会議は原則公開し、議事録作成のために録音する旨を説明

2 教育委員会事務局次長あいさつ

- 教育委員会事務局次長から挨拶

3 委員長あいさつ

- 委員長から挨拶

4 議 題

(1) いじめの認知件数等について

- 事務局より資料1～5について説明

(委員の主な発言要旨)

- ・ 社会通念上のいじめについては正確に見ようという意識があるが、社会通念上のいじめにはあたらない法令上のいじめに対する認識が弱いのではないか。軽微なものについてはいじめという言葉を使わずに指導するとしても、統計上は報告対象になることを管理職にもきちんと認識してもらう必要がある。
- ・ 社会通念上のいじめ以外で、細かく汲み取っていたら現場が立ち行かなくなるとい程度のもまで含めて法律上ではいじめとされている。その視点から考えると、中央区のいじめ認知件数の少なさは、教員の捉え方の差が要因になっているのではないか。
- ・ いじめの認知件数が本当に0件で素晴らしい取組をしているのであれば、広めていく必要があるし、先生方の感度に問題があるのであれば、早い段階で認知できるようにした方が後々の対応がしやすくなる。
- ・ 中央区は、昨年も今年もアンケート調査からの認知が1件もないことが気になる。アンケート調査における選別方法と分析方法を客観的に精査する必要がある。
- ・ 全国的な傾向として、小規模校は大規模校に比較してアンケートから意見が出てきにくい。中央区は小学校を中心に小規模校が多く、従前からアンケート調査が課題となっているので、検討をお願いしたい。

(2) 平成29年度第1回中央区いじめ問題対策委員会における委員提言を受けての取組について

○ 事務局から資料4を用いて平成29年度第1回中央区いじめ問題対策委員会における委員提言を受けての取組について説明

委員 総務部に弁護士資格のある方が配置されたということだが、その方の果たす役割は今後どうなっていくのか。どのような分野が専門なのか。

事務局 基本的には教育だけに限らず、多岐に渡って相談できる方ということで配置されている。指導室は、いじめや学校におけるトラブルなどについて、既に何件か相談させていただいている。

委員 弁護士であれば誰でも良いという訳ではなく、専門性が非常に大切である。学校法務、特に教育の理念が入ってくると一般の民事介入暴力とは全然違う要素が入ってくる。そのため、教育委員会としてどのような方が必要であるかを考えていく必要がある。

(3) 中央区いじめ防止基本方針の改定について

○ 事務局から資料6～7を用いて中央区いじめ防止基本方針の改定について説明

委員 「第1 基本的な考え方」「1 基本方針策定の目的」において関係機関が例示されているが、児童館や放課後デイサービスなどは例示しないのか。

事務局 基本方針では、実際に多く関わっている機関を例示しており、その他の機関は「等」に包括している。どこまで細かく記載するかは、委員の皆さんからご意見をいただきながら今後検討していきたい。

委員 「等」の中に包括されているものをどこまで明示するかは現場の先生方の判断もあると思う。全体をとおして言えることだが、細かい事項まで基本方針に記載するのは一長一短ある。

委員 同じく関係機関の例示の部分で、資料7の改正理由欄に「※」で想定される機関について記載されているが、「裁判所と連携」というのはありえないのではないか。

委員 いじめが非行の問題になったときに家庭裁判所と学校が連携することはあった。

委員 少年審判の付き添い時にも学校の意見を聞くことがある。意見を出すということ、学校側が連携と捉えても不思議ではない。裁判所からすると、一方的な質問なのかもしれないが、学校現場としては、実態として単なる質問ではない。

委員 事件として考えたときには疑問が残る。

委員 事件におきかえるとそうかもしれないが、家庭裁判所は当事者主義で訴訟物の処分を行うのではなく、後見的役割を果たしていくので、事件の当事者単位のやり方を想像してはいけない。確かに裁判所と書くと公正中立という立場から、当事者と連携できるのかという疑問が出てくるのは当然だと思うが、現場サイドの学校から見たら十分あり得る話だと思う。

委員 そのような視点で考えると、保護司も入れたほうが良いのではないかと。保護司

も学校と連携して、いじめと関連づけた非行予防をしている。保護観察については子どもたちのために何かということとは関係なく、弁護士の方がいじめ予防の授業をするのと同じように、地域の非行予防活動の形での関わり方がある。

委員 この「1 基本方針策定の目的」という部分は目的の条項なので、個別具体的な事案についてどうしていくかという部分まで考えると疑問が出てくる。保護司の例も個別の事案でのということではなくて、日ごろの予防活動などと考えると違和感はない。

委員 個別具体的な事案で司法手続と連携するというのは非常に難しい問題がある。しかし、裁判所との連携もあり得ると思うので、例示としては記載したままで良い。

委員 具体的な表現と抽象的な表現が混在しているのが気になる。「第1 基本的な考え方」「2 いじめの定義」におけるいじめの態様については具体的に表現されているが、もう少し体系的に整理し、わかりやすくした方が良いのではないかと。また、「第3 学校における取組」「2 学校基本方針の具体的な内容」で記されている「東日本大震災により被災した児童・生徒又は原子力発電所事故により避難している児童・生徒」という表現は、「大規模災害等」とまとめたほうが良いと思う。あまり具体的に記載しすぎるとその言葉のみが着眼されてしまう。もう少し全体的に統一したほうがよい。

事務局 いじめの定義の部分は、教員・学校側のいじめ認知に対する意識を高めるために、具体的に記載している。

委員 具体的に例示してしまうとこれ以外の細かいところはどうなるのかと疑問が出てきかねないので、「暴力に関するもの」や「金品に関するもの」など、体系的に整理したほうが良いと思う。

委員 心理的な例示に関しては無限定に拡大されているが、肉体的な方は「軽くぶつかられたり」・「ひどくぶつかられたり」と細かく分類しており、統一感がない。どちらにしてもいじめになるのであれば程度まで詳細に記載する必要はないのではないかと。

委員 「第1 基本的な考え方」「4 いじめに対する基本的な考え方」に記載のあるいじめの解消の判断について期間を設けず判断するという考えに賛同するが、国の方針として「3カ月」という方針が出された以上は、「3カ月を原則としつつも」という文言を加えたほうが現場の混乱が軽減されるのではないかと。また、「(5) 関係機関の役割」において、連携体制の構築方法について記載があるが、「積極的な連携を図りながら」ではなく、「積極的に連携体制の構築を図りながら」と表現を変えたほうが、連携体制のあり方に対する誤解が解消されると思う。まずは連携体系を構築して、次の段階に進んでいくという方が取り組みやすい。

「第3 学校における取組」「2 学校基本方針の具体的な内容」に記載のある性

同一性障害等の部分に関しては記載した方が良いと思うが、東日本大震災や原発については、具体的に固有名詞を載せてしまうと今後起こってくる震災等をどうするのかという問題がでてくるので、大規模災害等と載せる形で良い。

委員 同じく性同一性障害の部分についてだが、性同一性障害であったり、性的指向・性自認について、LGBTの問題を持っている当事者の方はどういう認識でいるのか。当事者としても基本方針に記載してほしいと考えているのか。

委員 当事者の視点は非常に大切であるが、教育課題として提示するという考え方もある。

事務局 教育課題としての提示と考えている。現実問題として、これらを背景に、相手を傷つけているという場合もあるので、記載したほうが良いという判断である。

委員 当事者の意見も様々で難しいと思うが、記載する以上、学校側は相当な覚悟がある。先生方が性同一性障害等に関する認識を正確に持っていないと子どもたちは余計に傷つくことになる。

委員 障害についても同じ事が言える。発達障害の定義から外れるが、発達障害の疑いありという感覚を持たれていじめに発展することがある。性同一性障害も同様にいじめに発展する場合があるので、教育課題という観点から考えると、アンテナをたてるという意味においても記載することが重要である。

委員 小学生は、発達障害においても性同一性障害においても、本人は気がついていない状態でいじめられて、その結果、障害が判明することもあるので、周りの人が正しい知識を持ち、気付いてあげられるという意味合いからも具体的に記載があったほうが良いのではないかと思う。

委員 性同一性障害等について記載するとしても、位置を人権教育と関連のある部分に移動させた方が良い。

委員 「第1 基本的な考え方」「4 いじめに対する考え方」に記載のあるいじめの解消の判断について、3カ月という文言を入れることで、一人歩きしてしまうのを危惧している。3カ月たったから解消と安易に判断されないように工夫は必要であるし、現場の先生方の状況も踏まえなければならないので、事務局一任とさせていただきたい。

(4) いじめ発生事例の対応について（ケーススタディ）

- 委員長から個人情報保護の観点から、中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条第1項に基づき、会議を非公開で行いたい旨提案
- 異議なしのため非公開委員会開会

5 閉 会

- 委員長から閉会の宣言を行う。